

労務協会通信

協同組合 阪神中小企業労務協会
TEL 06-6482-2481 FAX 06-6482-1028
URL <http://rokyo.net>

法律相談窓口を開設いたしました！！

送信枚数 本紙含み 1 枚



平素は当協会の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

表題の通り、平成26年4月より法律の専門家である弁護士の先生をお迎えし、企業法務から一般民事・刑事事件など、あらゆる法律問題のご相談にご利用いただける個別窓口を開設いたしましたので、ご利用方法などをお知らせいたします。

法律相談窓口のご利用について

予約優先とさせていただきますので、事前に当協会までお電話かFAXでご連絡ください。
当協会と顧問契約を締結しているため、**組合員の方の初回ご相談は無料です。**

【相談日】 毎月第3火曜日 午後4時～6時
① 4月15日(火) ② 5月20日(火) ③ 6月17日(火) ④ 7月15日(火)

※以降も継続して行っていく予定です

※お急ぎの場合は、上記定時の相談日のほか、随時相談可能です。

【場所】 阪神中小企業労務協会（尼崎市中小企業センター7階）内
【相談内容】 会社関係、商取引関係、企業再生・倒産処理、労働事件、不動産関係、医療関係、相続・親族など一般民事・家事・刑事事件

【相談員】 川西 譲 および 弁護士 4名（阪神合同法律事務所在籍）
創立45年の歴史と実績を誇る地元阪神の法律事務所です。
豊富な知識と経験だけでなく、新進気鋭の若手弁護士も在籍されているため、幅広い分野のご相談にお応えすることができます!!

～ 新春交礼会にもお見えになっていた皆さんです～

平成26年4月から産前産後休業期間中の社会保険料免除が始まりました

平成26年4月より、従来の育児休業期間中に加え、産前・産後休業期間中の社会保険料（健康保険料・介護保険料・厚生年金）が従業員・事業主共に届出することにより免除されます。同時に産前産後休業を終了した時点で標準報酬の改定も行うことが出来るようになりました。

《平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了となる方》
産前産後休業期間中の社会保険料が免除

《平成26年4月1日以降に産前産後休業が終了となる方》
産前産後休業を終了後の3ヶ月間の報酬に応じ、翌月からの社会保険料を改定

詳しくは、阪神中小企業労務協会ホームページをご覧ください。

メールマガジンの御案内

当労務協会では、皆様により早く情報を御届けする為、メールマガジンを送信しております。もちろん登録は無料。今御使用になられておりますパソコン・携帯電話（スマートフォン推奨）からHPにアクセスして、右側にあるメールマガジンにメールアドレスを登録するだけの簡単な手続きです。是非この機会に登録頂き御活用下さい！！

HPのURL: <http://rokyo.net/>

またはPCで【阪神労協】と御検索ください。

阪神労協 検索

御社の業務PR・販路拡大・仕事のネットワーク作りにご活用ください
「労務協会通信」と一緒に会員（現在約260社）へ向けて御社のPR文章をFAX致します。
また、御社からDM等を郵送・FAXする際にご利用いただける組合員名簿の提供を行っています。

お問い合わせ
お申し込みは
労務協会担当者まで！